

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 規 則**
- 福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 一
 - 福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 二
 - 福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 二
 - 福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 三
 - 福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 三
 - 福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 四
 - 福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則 五

規 則

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める

条例施行規則の一部を改正する規則、福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年三月三十日

福島県知事 内堀 雅 雄

福島県規則第二十一号

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条 削除

第六条第一項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第三号中「研修」の下に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第七条第一項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者置くこと。

第七条の次に次の一条を加える。

（虐待の防止）

第七条の二 条例第三十一条の二第二項の規則で定める措置は、次に掲げるものとする。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第九条第三項第一号ア(2)ただし書を次のように改める。

ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

第九条第三項第一号ア(4)を次のように改める。

(4) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書に規定する場合には、二十一・三平方メートル以上とすること。

第十七条第三項第一号ア(2)ただし書を次のように改める。

ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

第十七条第三項第一号ア(4)を次のように改める。

- (4) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書に規定する場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

附 則

(施行期日)

第一条 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の日から当分の間、改正後の福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)第九條第三項第一号ア(2)及び第十七條第三項第一号ア(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備する特別養護老人ホームは、改正後の規則第五條第一項第四号ア及び福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年福島県条例第七十六号。以下「条例」という。)第四十條第二項(条例第五十二條において準用する場合を含む。)の基準を満たすほか、夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

第三条 この規則の施行の際現に存する特別養護老人ホーム(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であつて、改正前の福島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第九條第三項第一号ア(4)及び第十七條第三項第一号ア(4)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

第四条 この規則の施行の日から令和三年九月三十日までの間、改正後の規則第七條第一項の規定の適用については、これらの規定中「次に掲げるものとする」とあるのは、「次の第一号から第三号までに掲げるものとし、次の第四号に掲げる措置については講じるよう努めなければならない」とする。

第五条 この規則の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、改正後の規則第六條第一項第三号の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、その従業員又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十二号

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十一号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第三条第三項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

第三条第五項及び第六項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第五条第一項第二号中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に、「同條」を「同項」に改める。

第八条第一項第二号中「第三十一條」を「第三十一條第一項」に、「同條」を「同項」に改める。

附 則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十三号

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

第三十條第一項第一号から第五号までの規定中「一人以上」を「二以上」に改め、同條第三項を次のように改める。

3 条例第四百七十七條第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員(条例第四百七十七條第一項に規定する利用定員をいう。以下この条及び次条において同じ。)が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

4 指定短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であつても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション(併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。)との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第三十一條第一項第二号ア及びイ中「第九百九條」を「第九百九條第一項」に改め、同号イ中「同條」を「同項」に改める。

第三十四條第一項第二号ア及びイ中「第九百九條」を「第九百九條第一項」に改め、同号イ中「同條」を「同項」に改め、同條第三項第一号ア(2)中「おおむね十人以上とすること」を「原則としておおむね十人以上とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(3)後段を削る。

第三十八條第一項第一号から第四号までの規定中「二人以上」を「二以上」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員に係る経過措置)

2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県指定居宅サービス等の事業の

人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第三十四条第三項第一号ア(2)の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所は、改正後の規則第三十条第一項第三号及び第三十六条の基準を満たすほか、ユニット型指定短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

3 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の福島県指定居室サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第三十四条第三項第一号ア(3)（後段に係る部分に限る。）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

（高齢福祉課）

福島県規則第二十四号

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項中「指定介護老人福祉施設（ユニット型指定介護老人福祉施設（条例第四十二条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員（第九条の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第百五十八条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定地域密着型サービス基準第百六十七条第二項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き、同条第九項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）」に改める。

第七条第一項第一号ア(2)中「おおむね十人以下とすること」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(3)を次のとおり改める。

(3) 一の居室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

（ユニットの定員に係る経過措置）

2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第七条第一項第一号ア(2)の規定に基づき入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護老人福祉施設は、改正後の規則第三号第一項第三号ア及び第九号の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

3 この規則の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であつて、改正前の福島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第七条第一項第一号ア(3)（二）の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

（高齢福祉課）

福島県規則第二十五号

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年福島県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項第一号から第五号までの規定中「一人以上」を「一以上」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 条例第百二十九条第一項第二号の生活相談員のうち一人以上は、常勤でなければならない。また、同項第三号の介護職員又は看護職員のうち一人以上は、常勤でなければならない。ただし、利用定員（条例第百二十九条第一項に規定する利用定員をいう。以下この条及び次条において同じ。）が二十人未満である併設事業所の場合にあつては、生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる。

第二十七条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、第一項第三号の規定により看護職員を配置しなかつた場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第二十八条第一項第二号ア及びイ中「第百二十条の四」を「第百二十条の四第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第三十一条第一項第二号ア及びイ中「第百二十条の四」を「第百二十条の四第一項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第三項第一号ア(2)中「おおむね十人以下とすること

と」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(3)後段を削る。

第三十五条第一項第一号から第四号までの規定中「二人以上」を「二以上」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員に係る経過措置)

2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)

第三十一条第三項第一号ア(2)の規定に基づき利用定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所は、改正後の規則第二十七条第一項第三号及び第三十三条の基準を満たすほか、ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

3 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であつて、改正前の福島県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例施行規則第三十一条第三項第一号ア(3)(後段に係る部分に限る。)の規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十六号

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成二十五年福島県規則第四十五号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号ア中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中オ 栄養士又は管理栄養士 療養病床が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第三条第一項第三号ア中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同号中カ 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

第三条第三項中「第一項第一号オ及び第三号カ」を「第一項第一号カ及び第三号キ」に改め、同条第四項中「指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(条例第四十一条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項

において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削り、同条第五項中「第一項第一号オ及び第三号カ」を「第一項第一号カ及び第三号キ」に改める。

第九条第一項第一号ア(2)中「おおむね十人以下とすること」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(3)を次のように改める。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第十条第一項第一号ア(2)中「おおむね十人以下とすること」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(3)を次のように改める。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第十一条第一項第一号ア(2)中「おおむね十人以下とすること」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(3)を次のように改める。

(3) 一の病室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1) ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

附則第九項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附則第十項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同項第一号中「薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が百以上の指定介護療養型医療施設にあつては、一以上

附則第十一項及び第十二項中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員に係る経過措置)

2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)

第九条第一項第一号ア(2)及び第十号第一項第一号ア(2)の規定に基づき入院患者の定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設は、改正後の規則第三号第一項第一号イ及びウ、同条第一項第二号イ及びウ、同条第一項第三号イ及びウ、附則第二項第二号、附則第三項、附則第九項並びに附則第十項第二号及び第三号の基準を満たすほか、ユニット型指定介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

3 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の病室であつ

て、改正前の福島県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第九条第一項第一号ア(3)(二)、第十条第一項第一号ア(3)(二)及び第十一条第一項第一号ア(3)(二)の規定の要件を満たしている病室については、なお従前の例による。

(高齢福祉課)

福島県規則第二十七号

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める

条例施行規則の一部を改正する規則

福島県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(平成三十年福島県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第五号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項中「介護医療院(ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。)」にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第五条第一項第二号ア及びイ中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号イ中「同条」を「同項」に改める。

第八条第一項第一号ア(2)中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号(3)を次のように改める。

(3) 一の療養室の床面積等は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、

(1) ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第八条第一項第二号に次のように加える。

ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあつては、医療法施行規則第九條の七から第九條の七の三までの規定を準用する。

第八条第三項第一号イ(1)及び(2)中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に改め、同号イ(2)中「同条」を「同項」に改める。

附則第二項から第六項までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第四条第一項第三号イ及び第八条第一項第五号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和三年四月一日から施行する。

(ユニットの定員に係る経過措置)

2 この規則の施行の日以降、当分の間、改正後の福島県介護医療院の人員、施設及び

設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)

第八条第一項第一号ア(2)の規定に基づき入居者の定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院は、改正後の規則第三条第一項第二号及び第三号並びに第十条の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

3 この規則の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この規則の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の療養室であつて、改正前の規則第八条第一項第一号ア(3)(二)の規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

(高齢福祉課)